

## 平成 29 年度第 2 回岐阜県地方独立行政法人評価委員会（県立病院関係）

### － 議 事 要 旨 －

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 18 日(月) 13:50～14:55
- 2 場 所 シンクタンク庁舎 5 階 大会議室
- 3 出席者
  - [委 員] 湊口委員長、富田委員、石原委員、芝田委員
  - [法 人] (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 滝谷理事長、水野副理事長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、松葉副理事長兼副院長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、丹羽理事兼事務局長
  - [設立団体] (岐阜県) 森岡健康福祉部長、間宮医療整備課長、浦崎医療整備課長補佐兼係長ほか
- 4 議事等
  - [議題 1] 平成 28 年度財務諸表について
  - [議題 2] 平成 28 年度業務実績に関する評価について
  - [報 告] スケジュール
- 5 配布資料 次第、名簿、配席図、資料①-1、①-2、②-1 ～②-3、参考（平成 28 年度財務諸表、平成 28 年度業務実績報告書）、報告（スケジュール）
- 6 議事要旨

## 議事概要 県立病院関係

【議題1】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の平成28年度財務諸表について

資料①-1～資料②-3に従い事務局及び法人から説明

### 質疑応答

【芝田委員】

県総合医療センターについて、重症心身障がい児施設単体では赤字になっており、まだ開所間もないということもあるかと思うが、今後の稼働率等改善見込みについて教えていただきたい。

【県総 水野事務局長】

重症心身障がい児施設は、収支の合わない事業と考えている。重症心身障がい児施設の事業自体で改善すべきところは対応していく。病床数や定員が決まっている中で、稼働率の改善はなかなか厳しく、県の負担で対応していくものと考えている。

【芝田委員】

県の運営費負担金は、費用に見合うくらい増加させたいというお考えか。

【県総 水野事務局長】

そのとおり。

【芝田委員】

重症心身障がい児施設の収支差をカバーできるように、医業収益を伸ばし、病院全体で黒字化していただきたい。

【芝田委員】

下呂温泉病院は、今期の状況が続くと、近い将来債務超過が懸念される。医師の数を増やし経営改善を図っているとのことだが、そのほか、実現可能な経費削減等についてはどのようにお考えか。

【下呂 丹羽事務局長】

材料費等の経費は、引続き抑制に努めている。医師以外の職員数については、サービスを落とすわけにはいかないため極端に減らすことはできないが、極力増やさないようにしている。

【芝田委員】

新病院を建てる前に、投資回収の計画を立てていると思うが、当初の計画と実績の差はどれくらいあるのか。

**【下呂 丹羽事務局長】**

※第2期中期目標期間内で達成したいが厳しいところ。手持ち現金を減らさないように、引続き、医業収益を上げてカバーしていきたいと考えている。

※第2期中期目標期間：平成27年度～平成31年度

**【芝田委員】**

全体としてお聞きしたい。控除対象外消費税について、非課税売上げが多い中、税込み処理をして営業費用に含めるのではなく、税抜き処理をして営業外費用に計上する方法は、一般的なのか。

**【富田委員】**

消費税分が診療報酬に反映されていれば、営業費用（医業費用）に計上するが、実際は、消費税分は反映されていないという前提で、税抜き処理をして営業外費用に計上し、消費税分の費用が増えたことがわかるようにしている。

**【芝田委員】**

理解した。そのうえで、控除対象外消費税が営業外費用であるから営業収益とは関係ないという見方ではなく、それも含めたうえで営業の評価というか実績として見ていただきたい。

**【富田委員】**

それも含めて、退職引当金はどこに費用計上されているか。営業外費用か。

**【県総 水野事務局長】**

損益計算書上は、医業費用の給与費に計上している。

**【湊口委員長】**

他にご意見・ご質問がなければ、3病院の財務諸表について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

**【湊口委員長】**

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

【議題2】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉  
病院の平成28年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料②-1～資料②-3に従い事務局から説明

質疑応答

【湊口委員長】

総合医療センターについて、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【湊口委員長】

多治見病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【湊口委員長】

下呂温泉病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【湊口委員長】

ご意見・ご質問がなければ、項目別評価原案のとおり決定してよいか。

(異議なしの声)

【湊口委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

<評価結果原案について>

資料②-3に従い事務局から説明

質疑応答

【湊口委員長】

総合医療センターの評価結果原案について、何か意見はあるか。

(意見なし)

【湊口委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【湊口委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。  
次に、多治見病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

**【湊口委員長】**

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【湊口委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。  
次に、下呂温泉病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

**【湊口委員長】**

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【湊口委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。

この後、各法人には評価結果(案)を通知して、法人からの意見の申し出を受けるが、特に法人からの意見の申し出がなければ、案のとおり評価結果を決定する。法人から意見の申し出がある場合は、それによって評価結果(案)の修正が必要である場合には改めて委員の皆様の意見を伺うことになるが、その具体的な方法については委員長である私に一任いただくということによろしいか。

(異議なし)

**【湊口委員長】**

それでは、その後の対応については、事務局を通して改めて通知させていただくことにしたい。